

## 2008年第2回定例道議会 予算特別委員会 質問答弁要旨

民主党・道民連合 北 口 雄 幸

### 【建設部所管事項】

#### I. 公営住宅行政について

公営住宅は、地方公共団体が低所得者に対して低廉な家賃で安定した住宅を低供することを目的に設置されているが、今回、公営住宅法施行令の一部が改正されたが、その点について、何点が質問する。

問1 今回の制度改正による、背景と目的について。

今回の制度改正の目的とねらいは何か。

答1 全国的に低所得者が増加、公営住宅への応募倍率が上昇し、住宅困窮者の入居が困難な状況になったため、今回国では入居収入基準や家賃決定の住宅規模係数の見直しが行われたものである。

問2 入居収入基準等について

今回の改正で、入居収入基準が政令月収20万円から15.8万円に引き下がった。国でしめした資料では、見直しの倍率が9.9倍から最小4倍程度に引き下がるとのことだが、北海道の場合、どのように想定しているか。

答2 収入基準の引き下げによる応募者の減少や収入超過者の退去による空き家の増加を考慮し、市町村営住宅を含む北海道全体の応募倍率を想定したところ、おおよそ改正前の8倍に対し、改正後は4倍になると見込んでいる。

問3 道営住宅における、新たな収入超過者等の世帯数について

今回の改正により、収入超過者や高額所得者となる政令月収も引き下げとなるが、その世帯数はどの程度と見込んでいるか。

答3 現在の入居者に改正後の収入基準をあてはめると、収入超過者は現在の1,701世帯が1,600世帯増加し約3,300世帯なり、高額所得者は現在の70世帯が約300世帯増加し、約370世帯と推定している。

問4 道営住宅における収入超過者・高額所得者への対応について

収入超過者や高額所得者に対して、今までどのような対応をし、今度どのような対応を予定しているのか。

答4 収入超過者については、住宅明渡し努力義務があることを通知し、引き続き公営住宅に入居している場合には、収入に応じて割り増し家賃を徴しているところである。

高額所得者については、住宅明渡し義務があることを通知し、引き続き公営住宅に入居している場合には、民間並みの家賃を徴収するとともに、住宅明渡しに向けて個別指導を行い、これに応じない場合には、法的措置をとることとしているが、この件で明渡し請求に至った事例はない。

問5 地域優良賃貸住宅の整備について

収入超過者でも入居が可能な、地域優良賃貸住宅の建設予定はないのか。

答5 地域優良賃貸住宅は、主に公営住宅の収入基準を上回る中堅所得者に対して良質な賃貸住宅を供給することを目的として、住民生活に最も身近な市町村などが必要に応じて整備を進めるものと考えており、道としては整備の予定をしていない。

問6 政令改正に伴う、家賃への影響について

今回の改正で、収入分位と規模係数が変更したことで、実際の家賃がどう推移し、入居者にどう影響するのか

答6 国の試算では、全入居者の内から収入の低い70%の世帯については負担の変更が生じないが、残り30%の入居者については収入区分が上昇することにより、新たな家賃負担増が生じる見込みであり、急激な負担とならないよう5年間で段階的に家賃を引き上げていくこととしている。

問7 利便性係数の見直しについて

利便性係数について、地方公共団体の裁量の範囲が拡大されたが、今回の改正とあわせ変更する予定があるのか。また、地域の個別事業や設備の老朽化などで、下限額の引き下げもされたが、道は個別事情などに応じて、利便性係数を決めるのか。さらに、見直しの時期等はどのように想定しているか。

答7 入居者の受益に対する適正な負担のあり方の観点から、住宅ごとの立地条件やその設備の状況を家賃に反映するため、利便性係数についても今年3月に北海道住宅対策審議会に諮問したところであり、今後、その答申内容を踏まえて家賃改定について検討していく。

また、家賃の見直しについては、来年4月実施に向けて検討しているところだ。

問8 子育て住宅の整備について

少子社会の中で、子育て支援は大変重要な課題だが、公営住宅においても子育て支援のための住宅を整備していると認識しているが、整備状況はどのようになっているか。

答8 道では、公営住宅の整備についても子育て世帯への配慮を行う必要があるとの考えから平成17年度に「北海道子育て支援住宅推進方針」を策定しており、その方針に基づき平成18年度に根室市に69戸の道営住宅団地において、子育て世帯に対応した18戸の住戸を整備し、今年度は深川市で建設中の60戸のうち15戸を子育て支援住宅として整備しているところだ。

問9 住宅困窮度が高い者の優先入居について

平成19年度から特に住宅困窮度が高い者への優先入居のため、倍率優遇方式を採用しているが、昨年1年間の実績の申込に対する入居の割合は、どのようになっているか。

答9 平成19年度の応募状況は、道営住宅全体で1,336戸の募集に対し16,453世帯からの入居申し込みがあったところだ。(12.3倍の応募倍率)

優先入居の実態は、今後その効果を把握するため入居実績についてとりまとめる予定だ。

問10 道営住宅の建設について

公営住宅の建設は、公共事業の中でも裾野が広くその影響がこう範囲・他業種に及ぶ工事である。それと同時に、建設に当たっては交付金や起債の対象になり、家賃の低廉化に要する費用に対しても交付金として助成されることになっている。住宅困窮度が高い人が多く待っている実態を踏まえ、特定目的住宅を含め、計画的な公営住宅の建設が必要と考えるが伺う。

答10 道では、低所得層のほか、高齢者や障がい者、子育て世帯など、住宅に困窮する世帯が多様化し増加していることから、公営住宅の役割は大きいものと考えている。

このため、道としては、市町村との役割を踏まえ、今後とも市町村の福祉施策と連携した、シルバーハウジングや子育て住宅をはじめ、老朽化した道営住宅の建替や改善を進め、住宅セーフティネットの構築を図っていきたい。

【指摘】

今回の制度改正は、倍率が高くなかなか入居できない低所得者のために、所得を引き上げて入居をしやすいものである。

先ほどの答弁で、収入超過者は1,701世帯から倍となる3,300世帯となり、高額所得者は70世帯から370世帯に増加する見込みであるとの答弁がなされた。

低所得者が入居するためには、この方々の理解を得て、住宅を明け渡していただく必要があり、そのためには条例に基づいた対応も必要と考える。道においては、条例に基づき毅然とした対応を求めたい。

さらに、今回の制度改正において、一定以上の所得の方は、家賃が増えるとのことであり、また、一方では、利便性係数などを見直すことも検討されているようだが、今日的な燃料や食料など、様々な物価が上がっている現状で、道営住宅の家賃についても引き上げにあると、入居者の皆さんにとっては死活問題になるものと思う。

今後は、このような状況を踏まえて検討していただきたい。

【水産林務部所管事項】

I. 木質バイオマス利活用に向けた取り組みについて

森林環境政策を進める上で北海道は、森林環境税の導入を想定しているが、これは金額にかかわらず、新たな税の負担であることから、慎重に議論を進めていく必要があり、道民合意をどう得ていくかが課題である。そのためには、里山を守るふるさとの方はもちろん、里山の恩恵を享受している都会の方の理解を得る努力をしなければならない。

また、今、道民がもっとも注目をしているのは、地球温暖化防止に関する取り組みであり、道内では様々な団体がいろんな取り組みをしている。

私の地元では、今開催中の「環境総合展 2008」にも参加し、成長が早くCO<sub>2</sub>吸収に優れているケナフを使って地球温暖化防止を進めている団体もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みは、喫緊の課題である。

さらに、木質バイオマスの利活用に向けた取り組みや森林づくりへの道民の参加も大変重要な課題であるため、以下、順次質問する。

## 問1 木質バイオマスの利活用の現状について

地球温暖化防止への対策が課題となっている中、化石燃料に変わるバイオマスエネルギーの利活用が注目されている。本道でも様々な取り組みが行われているが、木質ペレットなど、道内でのバイオマスの利活用はどのような状況になっているか。

答1 製材工場の端材や林地に残された未利用資源など、いわゆる木質バイオマスは、チップやペレットに加工され、ボイラーやストーブの燃料として利用されており、平成 19 年度の善導の利用量は 135,000 世帯の暖房消費に相当する約 39 万 m<sup>3</sup>となっている。これまでは、主に木材加工場の発電施設や感想施設などとなっていたが、最近は温泉施設やクリーニング店、農業用温室ハウスなど、様々な分野に広がってきている。

また、ペレットストーブは、家庭や公共施設などで導入が進み、平成 19 年度末までに全道で約 400 台が導入されており、今年の冬に向けては、道立林産試験場と民間企業が共同開発した比較的安価な「北海道ペレットストーブ」の供給体制が大幅に強化されると思う。

## 問2 バイオエタノールなどへの利用について

木質バイオマスは、木質ペレットとしての利用が主となっているが、一方、木質バイオマスからバイオエタノールを生産する取り組みも行われている。国際的に食糧問題が逼迫する中、過度に穀物に依存せず、木質バイオマスからバイオエタノールを生産する取り組みを進めるべきと考えている。

環境先進地であるスウェーデンなどでは、エネルギーの確保のため、成長の早いヤナギの一種の栽培が行われての利活用が図られており、下川町ではヤナギの試験栽培が進められているが、この分野での取り組みはどのような状況か。

答2 木質バイオマスからのエタノール生産については、昨年度から森林総合研究所の北海道支所と下川町の共同研究によりバイオエタノールなどの原料となるヤナギの試験栽培が行われており、今年度からは北海道開発局が、下川町と白糠町において、同様にヤナギの試験栽培を行うと聞いている。

バイオエタノールの生産については、世界的に食料需給が逼迫している中で、木質バイオマスに期待が寄せられているところだが、木材に含まれるセルロースなどの糖化やグリセリンの除去の行程が必要になることから、低コストで効率的にエタノールを製造する技術の実用化に向けた研究を進めているところだ。

## 問3 森林環境政策との関連について

木質バイオマスエネルギーの利活用について、今回導入しようとしている「森林環境税」の対象事業とすべきと考えるが、どのように考えているか。

答3 木質バイオマスのエネルギー利用の一層の促進を図るため、新たな森林環境施策において生産される間伐材について、ペレットとしての利用を促進するとともに、バイオ資源の増大を図るため、ヤナギなどの植栽や保育についても地域の住民の皆さんが参加して行う「一人 30 本植樹運動」の対象として支援するよう検討したい。

問4 国有林についての認識について

本道の森林の半分以上が国有林だ。道は、本道の国有林が果たしている役割についてどのように認識しているか。

答4 本道森林の55%にあたる306万haの面積をもつ国有林は、全道に広く分布し、豊かな水を蓄え、土砂の流出を防ぐなど、札幌市をはじめとする都市住民の安全・安心な暮らしをさせるとともに、本道の基幹産業である農林産業の振興や山村の活性化を図る上で重要な役割を担っている。さらに、国有林が大部分を占める大雪山系や日高山脈、知床半島などは、わが国を代表する豊かな自然や多様な生態系を有する地域と位置づけられており、本道の国有林は、私たち道民にとって、かけがえのない貴重な財産であると認識している。

問5 国有林との連携について

「新たな森林環境制作の基本的な考え方」においては、国有林、道有林、市町村有林は、それぞれの責任において計画的に整備していくこととしているが、地域からは、「国有林や道有林の整備が十分でない」との声も聞かれる。

地球温暖化防止など、道民の期待に応え、本道の森林をしっかりと整備していくためには、これまで以上に国有林と道が連携した取り組みが必要と考えるが、道はどのように取り組もうとしているのか。

答5 道では、公益的機能の低下した森林再生や道民との協働の森林づくりなどを進めるため、北海道森林管理局と「北海道の森林づくりに関する覚書」を締結し、災害復旧対策や多様な生態系を保全する森林の設定などについて取り組みを進めており、今後も連携を密にして、国と一体となった森林整備の取り組みを進めていく。

問6 森林づくりへの事業体の参加について

森林づくりを通じて地域が元気になることが重要である。このため、森林環境政策は、市町村、地域住民の方々、関係団体の方々をはじめ、地元の森林組合や企業、林業・木材産業に従事するの方々などの参加によって進められるべきと考える。間伐や植林の実施では、地域に関わる様々な事業体が入札に参加できるような仕組みづくりが必要と考えるが、道の考えは。

答6 新たな森林政策で実施する間伐や植林の事業については、対象森林を市町村が一括してとりまとめ、一般競争入札等により事業を発注することを検討しており、地域の多様な事業体の参入が可能と考えている。

問7 学校林の活用について

森林環境政策には、次の世代の主役である、多くの子どもたちに参加してもらうことが重要であり、子どもたちの森林づくりへの参加が、森林や森林づくりを大切に思う意識の醸成を図る上で大きな意義があるものと考えているが、学校林の活用について、道の考えは。

答7 現在、道内では130の小・中学校や高校が学校林を保有し、自然体験学習などの活動を行っており、様々な体験を通じて森林と親しみ、学ぶ森林環境の場として重要な役割を果たしている。

問8 民有林の活用について

学校林のない地域では、市町村有林や民有林などを活用し、子どもたちに参加してもらうことも重要と考えるが、道の考えは。

答8 子どもたちが自然観察や植樹などの体験活動ができる「げんきの森」を19年度までに113市町村に設定しており、学校林のない市町村においては、「元気の森」を子どもたちの自然体験学習の場としても活用している。

今後、全市町村で「げんきの森」を設定することとしており、新たな森林環境政策における「1人30本植樹運動」では、小学校の児童から苗木を育てて、「げんきの森」などに植樹する活動についても支援し、森林環境教育の取り組みを推進していく。

問9 森林づくりに向けた道の決意は

学校林のない地域では、市町村有林や民有林などを活用し、子どもたちに参加してもらうことも重要と考えるが、道の考え方は。

答9 新税の導入を内容としている森林環境税は、一にも二にも、道民の理解をいかに得るかにかかっており、そのためにも、一人ひとりの道民が、森林づくりに参加できる仕組みとすると考えると考える。

【農政部所管事項】

I. 耕作放棄地解消に向けた取り組み

今月6日、国連食糧農業機関の「世界食糧安全保障に関するハイレベル会合」(通称：食料サミット)が開催され、「飢餓を撲滅し、あらゆる人への食料確保を約束」という宣言を採択した。この会議には福田首相も出席し、初日には、世界の食料需給安定のために、日本が食料自給率を向上させることを世界に宣言した。

このことは、現在40%を切っている食料自給率をどこまで引き上げようとしているのか、食糧輸入国である日本に対し、世界は注目している。

食料自給率を向上させるためには、現在耕作放棄されている農地をどこまで復元できるのかも、大きな課題になると思い、以下、質問する。

問1 耕作放棄地の現状と実態調査に向けたスケジュールについて

政府は、耕作放棄地の実態把握に向け、本格的調査に乗り出した。実態調査に向けたスケジュールは。

答1 北海道における耕作放棄地の面積は、平成17年度の農林業センサスで19,400haで全耕作地面積の2%、5年前に比べ4,000ha増加している。実地調査のスケジュールは、今年8月から9月に市町村が現地調査を行い、11月末までに道にその結果が報告される。

問2 実態調査の具体的方法等について

実態調査の具体的方法については。

答2 市町村と農業委員会が連携し、管内のすべての耕作放棄地を対象に、一筆ごとに現地調査を行い、「直ちに耕作が可能なもの（緑）」、「基盤整備後に農業利用すべきもの（黄）」、「農地に復元して利用することが不可能なもの（赤）」の3分類し、地図上に色分けして整理する予定だ。

問3 実態調査に対する道の支援体制について

この調査の実施主体は、市町村の農業委員会が行うことになるが、国が示したマニュアルでは、都道府県職員の協力も求めている。道としてどのような支援を考えているのか。

答3 今後、実地調査の実地にあたっては、耕作放棄地の多い市町村については、農政事務所と分担しつつ道職員を派遣し、分類などの助言等を行いたい。

問4 耕作放棄地解消計画達成のための具体的方策について

現地調査した農地を3分類してその後の解消計画を策定しなければならないが、策定した計画を着実に推進するためには、予算を含めた具体的方策が必要と考えるが、このように考えているのか。

答4 道としては、「耕作放棄地解消プロジェクトチーム」を設置し、市町村の取り組みを支援したい。解消計画を達成するため、強い農業づくり交付金や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域政策総合補助金などの活用し、耕作放棄地の解消が図られるよう努力する。

## II. 飼料高騰対策について

問1 酪農における離農状況について

飼料高で酪農家の離農が相次いでいる。その全道・全国的な状況は。

答1 今年4月現在の全国の生乳受託販売農家数は、前年に比べ5.2%、1,197戸の減となり、北海道では2.3%、168戸の減少となっている。過去3カ年の減少率は、18年4.7%、19年5.7%、20年6.6%と高まっているが、北海道は18年2.3%、19年2.7%、20年2.3%とほぼ横ばいとなっている。

問2 離農が増えた要因について

離農が増えた要因をどのように認識しているのか。

答2 従来から高齢化や後継者不足、経営不振が酪農家の離農の主要な要因となっているが、購入飼料への依存度が高い都府県では、飲用乳牛への価格転嫁が遅れる中、配合飼料価格の高騰による将来的な経営への不安も離農が増加した要因と考えている。

一方、北海道においては、従来からの自給飼料基盤に立脚した酪農経営への取り組みを進めてきたことと、ホクレンが早くから乳価交渉に取り組み、昨年の下半期から一部用途で乳価の引き下げを実現したところであるが、依然として酪農経営をめぐる環境は厳しい状況である。

問3 追加支援対策の評価について

政府は先日、飼料高騰に伴う追加対策を発表したが、この追加対策をどのように評価しているのか。

答3 今回の追加対策については、異常補てん基金の発動基準の引き下げや通常補てん基金への無利子資金の貸し付けなど、配合飼料価格安定制度の安定的な運用を図るための措置が講じられた。  
また、通常補てんにおける4%追加補てんが停止された一方で、加工乳原料生産者補給金などの期中改定や新たな酪農経営安定対策の創設、肉用牛経営安定対策の拡充・強化といった関連対策が措置された。

問4 追加対策において、本道向けの事業について

今回の追加対策は、本道の酪農家に向けた事業も含まれていると認識しているが、それはどのような事業か。

答4 今回の追加対策では、加工原料乳生産者補給金の引き上げと併せ、新たに総額27億円の北海道酪農緊急経営強化対策事業が措置された。この対策は、生産者が、自給飼料の生産拡大や経産牛の増頭などを内容とする経営強化計画を新たに策定し、その実現に向けて取り組む場合、経産牛1頭あたり5,700円を上限とする交付金が交付されることとなった。

問5 今後の酪農畜産の方向性について

酪農王国北海道として、今後の酪農畜産をどのような方向に向かおうとするのか、農政部長の決意も含めた答弁をお願いします。

答5 本道の酪農・畜産は、北海道の地域経済や雇用を支える重要な産業部門だ。しかし、担い手の減少や高齢化の進行、WTO農業交渉やEPA交渉の行方などの課題に加えて、配合飼料価格の異常な高騰など、厳しい状況に直面しているものと認識している。

本道の酪農・畜産は、これまでも幾多の苦難を乗り越えてきたが、今後も生産者をはじめ関係者と連携を図りながら、恵まれた自給飼料基盤を一層活用した「資源循環型酪農の確立」などを基本に、足腰の強い経営実現と安全で安心、良質な畜産物の安定供給に、一層力を注いでいく。

【指摘】

燃油や食料が異常なまでに高騰し、世界の中では食料を調達できない地域も出るなど、生きていく上で絶対に必要な食料が、投機マネーに向けられていることに、強い批判が出ている。

食べられなくなると生きていけない。しかし、食べるものがなくなり、餓死する子どもたちが増えている。

このことは直接手を下していないかもしれませんが、言葉を換えれば、殺人と同じことをしているのではないか。

まもなく、世界の首脳が集まる北海道洞爺湖サミットが開催される。

私は、この際、燃油や食料を投機の対象から除外するよう世界に発信すべきではと考えている。食料自給率200%を誇る北海道が、世界に向けてメッセージを送ることに大きな意味があり、是非ともその重みを理解し、行動してほしい。